

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
19	予防接種法に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

都留市は、予防接種法に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

評価実施機関名

山梨県都留市

公表日

令和4年1月4日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	予防接種法に関する事務
②事務の概要	予防接種法(昭和23年法律第68号)及び新型コロナウイルス感染症等対策特別措置法(平成24年法律第31号)に基づき、予防接種の実施、当該予防接種に起因する健康被害に対する給付、実費の徴収に関する事務等の事務を行う。 ①予防接種の実施に関する事務 ②健康被害救済の給付の支給に関する事務 ③新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務 ・ワクチン接種記録システム(VRS)へ予防接種対象者及び発行した接種券の登録を行う。 ・予防接種の実施後に接種記録等を登録、管理し、他市区町村へ接種記録の照会・提供を行う。 ・VRSにおける接種証明書の電子交付にあたり、個人からの特定個人情報の提供を受け、証明書の交付を行う。 ・VRSに記録されている特定個人情報等を他自治体との間で提供・照会を行う。
③システムの名称	地域健康支援システム、健康管理システム、団体内統合宛名システム、ワクチン接種記録システム(VRS)
2. 特定個人情報ファイル名	
予防接種情報ファイル、宛名情報ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法)第9条第1項 別表第一 第10項、第93の2項 行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令 第10条 第67条の2 ・番号法第19条第15号(新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務におけるワクチン接種記録システムを用いた情報提供・照会のみ) ・番号法第19条第5号(委託先への提供)
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[実施する] <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律 ・第19条第7号 別表第二 【情報照会】 別表第二項番:16の2,17,18,19,115の2 【情報提供】 16の2,16の3,115の2
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	福祉保健部 健康子育て課
②所属長の役職名	健康子育て課長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	〒402-8501 山梨県都留市上谷一丁目1番1号 都留市 総務部 総務課 行政防災室 法制広報担当 Tel:0554-43-1111(代表)
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	〒402-0051 山梨県都留市下谷2516-1 都留市 福祉保健部 健康子育て課 健康づくり担当 Tel:0554-46-5113(代表)

II しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[1万人以上10万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和3年12月3日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和3年12月3日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 []委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) []提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 []接続しない(入手) [○]接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 監査		
実施の有無	[] 自己点検 [○] 内部監査 [] 外部監査	
9. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和1年6月1日	I 5. ②所属長の役職名	健康子育て課長 齊藤 浩稔	健康子育て課長	事後	
令和1年6月1日	II 2. 取扱者数	500人未満	500人以上	事後	
令和2年4月1日	II -1 ①いつの時点の計数か	平成31年4月1日時点	令和2年4月1日時点	事後	
令和2年4月1日	II -2 ②特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	500人以上	500人未満	事後	
令和2年4月1日	II -2 ③いつの時点の計数か	平成31年4月1日時点	令和2年4月1日時点	事後	
令和2年6月1日	I 4. ②法令上の根拠	番号法第9条第1項、別表第一第10項 平成26年内閣府・総務省令第5号第10条	番号法第19条第7号 別表第二 【情報提供】16の2,16の3項 【情報照会】16の2,17,18,19項 平成26年内閣府・総務省令第7号 【情報提供】12条の2,12条の2の2 【情報照会】12条の2,12条の3,13条,13条の2	事後	
令和3年2月1日	I .1.② 事務の概要	予防接種法に基づき、予防接種情報の管理、統計報告資料作成、データ分析の処理を行う。 特定個人情報ファイルは、以下の場合に使用する。 ①予防接種法による予防接種の実施対象者把握 ②情報提供ネットワークシステムへの予防接種データ提供	予防接種法に基づき、予防接種の実施、当該予防接種に起因する健康被害に対する給付、実費の徴収に関する事務 ①予防接種の実施に関する事務 ②健康被害救済の給付の支給に関する事務 ③新型インフルエンザ等対策特別措置法による予防接種の実施に関する事務	事後	
令和3年2月1日	I .1.③システムの名称	地域健康支援システム、健康かるて、団体内統合宛名システム、中間サーバー	地域健康支援システム、健康管理システム、団体内統合宛名システム、中間サーバー	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和3年2月1日	I.3.法令上の根拠	番号法第9条第1項、別表第一第10項 平成26年内閣府・総務省令第5号第10条	行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法)第9条第1項 別表第一 第10項、第93の2項 行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令第10条 第67条の2	事後	
令和3年2月1日	I.4.②法令上の根拠	番号法第19条第7号 別表第二【情報提供】16の2,16の3項【情報照会】16の2,17,18,19項 平成26年内閣府・総務省令第7号【情報提供】12条の2,12条の2の2【情報照会】12条の2,12条の3、13条,13条の2	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律・第19条第7号 別表第二【情報照会】別表第二項番:16の2,17,18,19,115の2【情報提供】16の2,16の3,115の2	事後	
令和3年2月1日	II.1.いつ時点の計数か	1,000人以上1万人未満	1万人以上10万人未満	事後	
令和3年2月1日	II.2.いつ時点の計数か	令和2年4月1日時点	令和3年2月1日時点	事後	
令和3年4月1日	I 8連絡先	〒402-0051 山梨県都留市下谷2516-1 都留市 福祉保健部 健康子育て課 健康推進室 健康づくり担当・予防担当 Tel:0554-46-5113(代表)	〒402-0051 山梨県都留市下谷2516-1 都留市 福祉保健部 健康子育て課 健康づくり担当 Tel:0554-46-5113(代表)	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和3年6月1日	I-1② 事務の概要	<p>予防接種法に基づき、予防接種の実施、当該予防接種に起因する健康被害に対する給付、実費の徴収に関する事務</p> <p>①予防接種の実施に関する事務 ②健康被害救済の給付の支給に関する事務 ③新型コロナウイルス等対策特別措置法による予防接種の実施に関する事務</p>	<p>予防接種法(昭和23年法律第68号)及び新型コロナウイルス感染症等対策特別措置法(平成24年法律第31号)に基づき、予防接種の実施、当該予防接種に起因する健康被害に対する給付、実費の徴収に関する事務等の事務を行う。</p> <p>①予防接種の実施に関する事務 ②健康被害救済の給付の支給に関する事務 ③新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務 ・ワクチン接種記録システム(VRS)へ予防接種対象者及び発行した接種券の登録を行う。 ・予防接種の実施後に接種記録等を登録、管理し、他市区町村へ接種記録の照会・提供を行う。</p>	事後	新型コロナウイルス等対策特別措置法改正による
令和3年6月1日	I.1.③システムの名称	地域健康支援システム、健康管理システム、団体内統合宛名システム、中間サーバー	地域健康支援システム、健康管理システム、団体内統合宛名システム、中間サーバー、ワクチン接種記録システム(VRS)	事後	新型コロナウイルス等対策特別措置法改正による
令和3年6月1日	I.3.法令上の根拠	<p>行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法)第9条第1項 別表第一 第10項、第93の2項</p> <p>行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令第10条 第67条の2</p>	<p>行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法)第9条第1項 別表第一 第10項、第93の2項</p> <p>行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令第10条 第67条の2</p> <p>・番号法第19条第15号(新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務におけるワクチン接種記録システムを用いた情報提供・照会のみ) ・番号法第19条第5号(委託先への提供)</p>	事後	新型コロナウイルス等対策特別措置法改正による
令和3年6月1日	I.8.連絡先	〒402-0051 山梨県都留市下谷2516-1 都留市 福祉保健部 健康子育て課 健康づくり担当 Tel:0554-46-5113(代表)	〒402-0051 山梨県都留市下谷2516-1 都留市 福祉保健部 健康子育て課 Tel:0554-46-5113(代表)	事後	新型コロナウイルス等対策特別措置法改正による
令和3年6月1日	II-11いつの時点の計数か	令和3年2月1日時点	令和3年6月1日時点	事後	新型コロナウイルス等対策特別措置法改正による

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和3年6月1日	II - 2いつの時点の計数か	令和3年2月1日時点	令和3年6月1日時点	事後	新型インフルエンザ等対策特別措置法改正による
令和3年12月7日	I - 1 事務の概要	<p>行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法)第9条第1項 別表第一 第10項、第93の2項</p> <p>行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令第10条 第67条の2</p> <p>・番号法第19条第15号(新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務におけるワクチン接種記録システムを用いた情報提供・照会のみ)</p> <p>・番号法第19条第5号(委託先への提供)</p>	<p>予防接種法(昭和23年法律第68号)及び新型インフルエンザ等対策特別措置法(平成24年法律第31号)に基づき、予防接種の実施、当該予防接種に起因する健康被害に対する給付、実費の徴収に関する事務等の事務を行う。</p> <p>①予防接種の実施に関する事務</p> <p>②健康被害救済の給付の支給に関する事務</p> <p>③新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務</p> <p>・ワクチン接種記録システム(VRS)へ予防接種対象者及び発行した接種券の登録を行う。</p> <p>・予防接種の実施後に接種記録等を登録、管理し、他市区町村へ接種記録の 照会・提供を行う。</p> <p>・VRSにおける接種証明書の電子交付にあたり、個人からの特定個人情報の提供を受け、証明書の交付を行う。</p> <p>・VRSに記録されている特定個人情報等を他自治体との間で提供・照会を行う。</p>	事後	<p>・新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の電子交付機能の運用の開始</p> <p>・VRSに記録されている特定個人情報等の提供の運用変更</p>
令和4年1月4日	I 1.③システムの名称	地域健康支援システム、健康管理システム、団体内統合宛名システム、中間サーバー、ワクチン接種記録システム(VRS)	地域健康支援システム、健康管理システム、団体内統合宛名システム、ワクチン接種記録システム(VRS)	事後	基幹系システムの更新に伴う健康管理システム入替による
令和4年1月4日	I 2.特定個人情報ファイル名	住民情報ファイル	予防接種情報ファイル、宛名情報ファイル	事後	基幹系システムの更新に伴う健康管理システム入替による
令和4年1月4日	II - 1 いつの時点の計数か	令和3年6月1日時点	令和3年12月3日 時点	事後	基幹系システムの更新に伴う健康管理システム入替による
令和4年1月4日	II - 2 いつの時点の計数か	令和3年6月1日時点	令和3年12月3日 時点	事後	基幹系システムの更新に伴う健康管理システム入替による
令和4年1月4日	IV 8. 実施の有無	<p>[○]自己点検</p> <p>[]内部監査</p> <p>[]外部監査</p>	<p>[]自己点検</p> <p>[○]内部監査</p> <p>[]外部監査</p>	事後	